

第2回契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：平成22年1月26日（火） 10：30～12：40
 2. 開催場所：本部棟 第1会議室
 3. 出席者：（委員会）：酒井委員長、川野辺委員、野田委員、白尾委員、田中委員
（研究所側）：辻井理事、村田理事、鎌田重粒子医科学センター長、
日下部基盤技術センター長、石田情報業務室長、
笠井放射線防護研究センター運営企画室長、
三枝分子イメージング研究センター運営企画ユニット企画
研究推進室長、
伊藤総務部長、遠藤総務部契約課長、
 4. 議題：
 - （1）第1回委員会議事概要の確認について
 - （2）契約状況の点検・見直しについて（1者応札）について
 - 2-1 自ら改善することとした内容、監視委員会からの指摘事項
 - 2-2 指摘事項に対する具体的取組
 - （3）契約状況の点検・見直しについて（随意契約）について
 - 3-1 自ら改善することとした内容、監視委員会からの指摘事項
 - （4）「随意契約等見直し計画」について
 - （5）その他
 5. 配布資料
 - 1 第1回契約監視委員会議事概要（案）
 - 2-1 契約状況の点検・見直結果（1者応札）
 - 2-2 平成20年度契約点検結果（1者応札）【様式2-2】
 - 2-3 契約価格の妥当性に関する点検結果
 - 2-4 平成20年度契約点検結果（主な見直し事例・1者応札）【様式3-2】
 - 3-1 契約状況の点検・見直結果（随意契約）
 - 3-2 平成20年度契約点検結果（随意契約）【様式2-1】
 - 3-3 平成20年度契約点検結果（主な見直し事例・随意契約）【様式3-1】
 - 4 「随意契約等見直し計画」（案）について
 - 5 「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について
（平成21年度上期契約2者以上、落札率90%以上）
- （第1回委員会配付資料の補足）
- 1 配布資料No. 2-5 随意契約の見直し計画とその進捗状況（金額ベース）
6. 議事概要：

(1) 第1回委員会議事概要の確認について

事務局より、資料1に基づき説明があり、前回会議の議事概要について了承された。

(2) 契約状況の点検・見直しについて(1者応札)について

白尾委員より、資料2-1に基づき、見直し・点検に関する観点、主な調査内容、指摘内容及び今後の契約業務全般の進め方に係わる助言について説明があり、また事務局より資料2-2、資料2-3について説明があり、議論の上、資料内容のまま点検・見直し結果案とすることが了承された。

(主な議論)

- ・ 委員より、研究開発を担う機関であれば、一般的な事務業務とは異なり、専門的な内容の調達も多い。研究開発要素が高い調達については、その使命を果たすためや重要性を高めるためのものであれば、結果として1者応札でもやむを得ないものもあるとの意見があった。
- ・ 別の委員より、研究開発要素が高い調達でも、仕様書の書き方次第では入札に参加する者も増えるのではないかと考えられることから、所として仕様書作成に対するガイドラインを策定することが重要であるとの意見があった。
- ・ 委員より、研究の専門性、特殊性から継続している調達も多いが、契約の更新時や新規事業については、実績条件を見直す等、入札により多くの企業が参加できる努力が必要との意見があった。

(3) 契約状況の点検・見直しについて(随意契約)について

事務局より、資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき、点検前に自らが改善することとした内容などについて説明があり、委員会として改善内容に対し、特に指摘する問題はないことが確認された。

(4) 「随意契約等見直し計画」について

事務局より、資料4に基づき、放医研として取りまとめた見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み(案)等について説明があり、本委員会における検討を踏まえたものになっていることを確認した。

(主な議論)

- ・ 委員より、本点検は一般行政の代行を主体とする独法と研究開発を主体とする独法とが同じ土俵で取り扱われているが、研究開発に特有の調達については、その特殊性から結果として1者応札になることもやむを得ないことを国に対して意見するべきではないかとの意見があった。さらに国に対して、委員会から研究開発独法特有の契約形態について配慮されたいと意見することも今後必要ではないかとの提言があった。

(5) その他

事務局より、資料6に基づき今後の予定についての説明と資料5に基づき総務省から新たな見直し・検討依頼について説明があり、先ず白尾・田中委員及び事務局により、見直し・検討を行い、次回の委員会に報告することとなった。

- ・ 事務局より、本日、委員会の検討を踏まえ、国へ報告を提出し了承された後は、本見直し計画が今後の契約をチェックする基準となるとの説明があった。また、見直し計画（案）等について、国との調整により変更される可能性があり、大きく変更する場合には、委員会を招集するが、軽微の場合には委員長一任の上、決定としていきたいとの説明があり了承された。
- ・ 次回の委員会は、平成22年3月15日（月）に開催することとした。